

# 薬局における 在宅医療への 取り組みについて

宮城県登米保健所 食品薬事班

高橋 由理

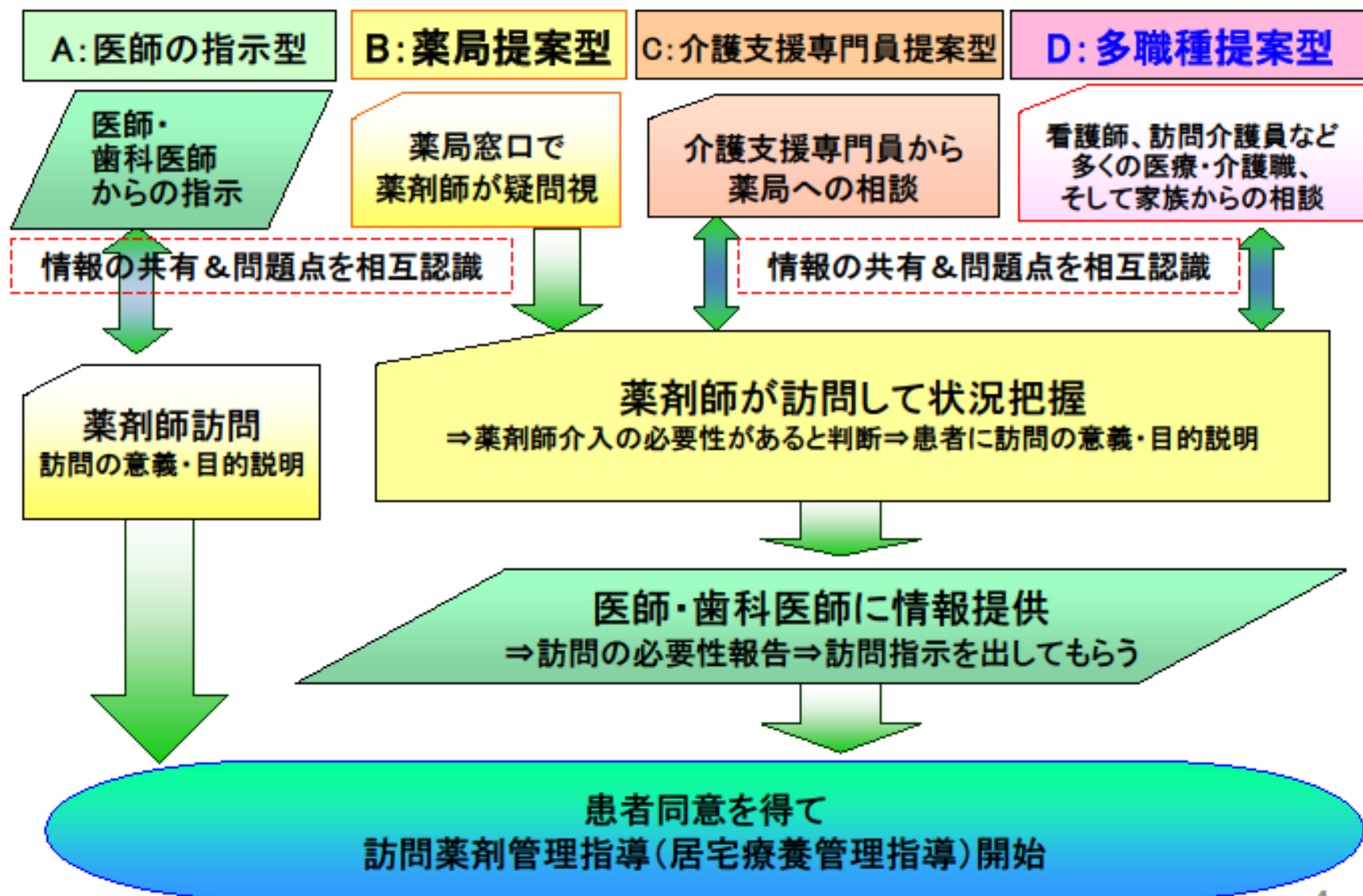
# 1. はじめに

近年の急速な高齢化等により，長期にわたる療養や介護を必要とする患者の増加が見込まれ，それに伴い薬局の在宅医療参画への需要が高まっている。

また，平成24年度は診療報酬と介護報酬の同時改定の年であり，在宅患者調剤加算が新設される等，医療及び介護の一層の連携強化が求められている。

薬局に対し在宅医療に関するアンケート調査を実施し，調査結果を踏まえ今後の在宅医療の推進に役立てたいと考えた。

# 訪問薬剤管理指導の実施に至るパターン



# 2. 調査方法

## 調査対象

- ・ 東北厚生局長に在宅患者訪問薬剤管理指導に係る届出を行っている県内の薬局（559か所※）  
※営業していない薬局7か所を除く

## 調査基準日

- ・ 平成24年8月1日

## 調査内容

- ・ 薬局における在宅医療への取組み状況等

### 在宅医療に 参画している薬局

- ①在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定(医療保険)
- ②居宅療養管理指導料を算定(介護保険)

# 3. アンケート調査結果

基準日時点で、県内保険薬局数は1064か所である。

項目	県全体
アンケート依頼薬局数	559か所
回答数	456か所
アンケート回収率	81.6%
A.在宅患者訪問薬剤管理指導料算定薬局数	66か所
届出数に対する診療報酬算定割合	14.5%
B.診療報酬は算定していないが在宅医療に参画している薬局数	78か所
在宅医療に参画している薬局数 (A+B)	144か所

患者本人や家族、医師の依頼等により、自宅に調剤薬を持参する・薬剤管理を行う等、何らかの形で在宅医療に関わること

# 4. 考察 ①

- 在宅医療に参画している薬局は、今回の調査で144か所。
- 薬局に対して、在宅医療参画への求めがないことが要因の一つ。
- 依頼側が薬局の在宅業務について理解していない。もしくは、薬局においても、周囲の状況を把握できていないと考えられる。

薬局からの積極的な情報提供や地域包括支援の多職種協働体制の構築が重要となる。

在宅医療参画を視野に入れた薬局体制の整備が必要であると考えられる。

## 4. 考察 ②

在宅患者訪問薬剤管理指導料（医療保険）ではなく、居宅療養管理指導料（介護保険）を算定している薬局が複数見られた。

### ☆今後に向けての課題☆

対象を在宅患者訪問薬剤管理指導料算定薬局に限定したが、県内の在宅医療の現状をより把握するためには、介護保険による在宅医療についても調査する必要があった。

次回は、それらを包括した在宅医療業務についても調査を行いたい。



# 5. まとめ

薬局が在宅医療に参画しやすい環境を整備していく必要がある

- 患者等に対して，薬局の在宅医療の役割について，周知
  - ・ 浸透の推進
- 薬局側について，在宅応需の体制整備



- 在宅応需可能薬局の一覧表を作成し関係機関に周知を図る。
- 薬剤師会による薬局薬剤師の資質向上や医師会等関係団体への理解を求めるための取り組みを支援する。
- 麻薬小売業者免許の取得や適正な無菌調剤体制の整備について指導する。